

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について（平成 29 年（2017 年）4 月 1 日札幌市告示第 1171 号）」の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 月 24 日

札幌市長 秋元 克広



題名中及び前文中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 14 条第 1 項」に改める。

前文中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 8 条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 10 条」に改める。